

一般社団法人公務員研修協会 個人番号取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人公務員研修協会（以下、当法人）が取り扱う個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人のすべての従事者に適用する。

(定義)

第3条 個人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号をいう。

2 特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報をいう。

(利用目的)

第4条 個人番号の利用目的は以下に限定する。

- (1) 報酬・料金等の支払調書の作成
- (2) 税務署への法定調書提出
- (3) その他法令に定める事務

(取得)

第5条 個人番号は、利用目的を明示し、本人から取得する。

- 2 取得時は、番号確認及び本人確認を行う。
- 3 不要な取得は行わない。

(利用制限)

第6条 利用目的の範囲を超えて個人番号を利用してはならない。

(提供の制限)

第7条 法令に基づく場合を除き、第三者提供を行ってはならない。

(安全管理措置)

第8条 当法人は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、以下の措置を講じる。

- 2 取扱責任者を定め、特定個人情報の管理を統括させる。
- 3 特定個人情報を取り扱う担当者を限定し、業務上必要な範囲でのみ取り扱わせる。
- 4 特定個人情報を含む書類は施錠可能な場所に保管し、閲覧可能者を制限する。
- 5 特定個人情報を含む電子データについては、アクセス制御、ID・パスワード管理その他必要な措置を講じ、権限のない者による閲覧を防止する。
- 6 特定個人情報の外部への持出しは、業務上必要な場合に限り、取扱責任者の承認を得て行うものとする。

(保存期間)

第9条 必要な期間を超えて保有してはならない。

(廃棄)

第10条 保存期間終了後は、復元不能な方法で廃棄する。

(事故対応)

第11条 漏えい等が発生した場合は、速やかに報告し、必要な対応を行う。

(教育)

第12条 従事者に対し教育を行う。

(改廃)

第13条 理事会の決議により改廃する。

附則

本規程は令和8年5月9日より施行する。